

鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助制度Q & A（よくある質問と回答）

Q1 補助金の交付を受けることができる対象者を教えてください。

A1 地域の安全安心まちづくりの推進に係る自主的な防犯活動を行っている次の団体が対象です。

- ・自治会・町内会などの地域住民で組織された団体
- ・鎌倉市商店街連合会に加盟している商店街団体

※以下「自主防犯活動団体」という。

Q2 これから地域防犯カメラの設置を検討したいと考えています。まずは何をすればよいですか。

A2 補助金の交付を受ける場合は、市ホームページをご覧ください。地域のつながり課安全安心担当までご連絡ください。設置するまでの手順や補助金を交付するスケジュールなどを説明いたします。

Q3 補助金の交付を受けようとする場合は、事前に市に連絡する必要がありますか。

A3 補助金の交付は、2カ年計画で実施しています。事前に設置計画等を伺い予算を確保する必要がありますので、必ず事前連絡をお願いします。（連絡がない場合は、補助金を交付することができません。）

また、市では、翌年度の補助金交付予算を確保することを目的として、毎年4月頃に自治会町内会等の自主防犯活動団体に対して計画調査票を送付しています。そのため、設置等をご検討されている場合は、まずはこの調査にご回答ください。

Q4 「地域防犯カメラ」の要件を教えてください。

A4 次の要件を満たす防犯カメラです。

- ・地域における犯罪の抑止を目的としたもの。
- ・道路等の公共空間における人等の動きを撮影するもの。
- ・特定の場所に固定してあるもの。
- ・録画機能のあるもの。

Q5 「地域防犯カメラ」の基準はありますか。

A5 設置基準は、次のとおりです。

- ・自主防犯活動団体が設置するものであること。
- ・個人のプライバシーの保護に十分配慮されているものであること。
- ・目的を達成するため、必要な撮影範囲に限定されているものであること。
- ・交通等の妨げにならない場所に設置するものであること。

Q6 補助内容はどのようなものがありますか。

A6 「設置」、「更新」、「修繕」があります。

Q7 補助対象経費を教えてください。

A7 機器等の購入費や工事費が補助対象経費です。

(1) 購入費(例)

防犯カメラ、録画装置、防犯カメラの設置を示す看板、ソーラーパネルの購入費等

(2) 工事費(例)

防犯カメラ設置用の鉄柱、ケーブル等の設置工事費、試験調整費等

Q8 設置した後の維持管理費用(ランニングコスト)は、補助の対象ですか。

A8 設置後の電気料や点検等の維持管理費用は補助の対象外です。そのため、設置団体が負担することとなります。

Q9 リースやレンタルは、補助金の交付対象ですか。

A9 リース、レンタルは補助対象外です。ただし、令和5年度から契約満了時に所有権移転するリースに限り交付対象としています。

※リースの場合は「当該年度のリース代金」が総事業費になります。そのため、補助金交付申請が複数回必要になる場合がありますのでご注意ください。また、補助対象経費と補助対象外経費が分かる資料をご用意いただく必要があります。

Q10 補助対象外経費は、どのようなものがありますか。

A10 各種代行手数料(東電柱への設置に関する申請書類作成代行手数料等)、各種申請手数料(東電柱への設置に関する手数料等)、各種代金振込手数料、予備のSDカード代、将来にわたる保守整備代金、支払いに係る各種ポイント等は補助対象外経費です。

なお、個人名義(個人のアカウントを含む。)により物品購入した場合や、個人名義のクレジットカード等により支払いをした場合は補助対象外となりますので、特に御注意ください

Q11 補助率(補助額)を教えてください。

A11 設置、更新、修繕の補助率(額)は、次のとおりです。

(1) 設置費の補助率(額)

1台につき、補助対象経費に10分の9を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)か、300,000円のいずれか低い額です。

(2) 更新費の補助率(額)

1台につき、補助対象経費に10分の9を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)か、190,000円(機能強化を伴う更新は300,000円のいずれか低い額)です。

(3) 修繕費の補助率(額)

1台につき補助対象経費に4分の3を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)か、100,000円(補助上限額)のいずれか低い額です。

Q12 ソーラー型防犯カメラとは、どのようなものですか。

A12 太陽光パネルにより発電された電気を消費して稼働する防犯カメラのことです。（太陽光パネルのみで稼働する必要はありません。）

ただし、既存の太陽光パネルを活用する場合は、補助対象外としておりますので、補助を受ける場合は、太陽光パネル（カメラと一体型でも可）も新規で設置する必要があります。

Q13 「機能強化を伴う更新」を具体的に教えてください。

A13 「機能強化」とは、画像の鮮明化や撮影範囲の広域化等のことです。

Q14 補助金の交付申請方法を教えてください。

A14 詳しくは、市のHP「地域防犯カメラ設置費等補助金交付申請」をご確認ください。

なお、補助金交付申請時にご提出いただく書類は次のとおりです。

(1) 設置

- 補助金交付申請書 （要綱第1号様式）※
- 事業計画書 （要綱第2号様式）
- 事業収支予算書 （要綱第3号様式）
- 団体調書 （要綱第4号様式）
- 団体規約の写し
- 見積書
- 仕様書（仕様がわかる書類）
- 設置場所図面及び写真
- 地域防犯カメラ設置に関する所轄警察署との協議報告書 （要綱第5号様式）
- 団体が定めた地域防犯カメラの設置及び運用要領
- 団体が地域防犯カメラの設置を決定した資料（総会等の議事録等）
- 団体役員名簿

(2) 更新・修繕

- 補助金交付申請書 （要綱第1号様式）
- 団体調書 （要綱第4号様式）
- 団体規約の写し
- 施工場所の図面及び写真
- 見積書
- 所有者が申請団体であることを証する書類（補助金の交付を受けずに設置したものに限る。）
- 団体役員名簿

※ 鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金交付要綱

Q15 補助金の交付申請を行った場合は、必ず交付されますか。

A15 補助金は予算の範囲内で交付するものです。そのため、申請いただいたとしても交付できない場合があります。

Q16 申請時期はいつ頃ですか。

A16 年度当初に周知いたします。詳細は、市のHP等でご確認ください。

Q17 設置団体が定める「地域防犯カメラ運用要領」は、どのように作ればよいですか。

A17 市では、防犯カメラの有用性とプライバシー保護との調和が図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用できるよう「鎌倉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定しました。市のホームページに掲載しておりますので御活用ください。

Q18 工事はどのタイミングで開始できますか。

A18 交付申請書を提出いただいた後、その内容が適当と認められた場合は、市から交付決定通知書を送付いたします。（8月頃）

工事は、必ずこの通知書が送られてきた後に開始してください。（補助金の交付決定前に工事を開始した場合は、補助金を交付することはできません。）

なお、工事は年内を目途に進めてください。

Q19 防犯カメラはどのタイミングで撤去できますか。

A19 設置してから5年間は継続して運用してください。やむを得ない理由により5年以内に防犯カメラを撤去する場合は、交付した補助金に相当する額を市に納付していただきます。

Q20 防犯カメラが落下するなど、事故が発生した場合はどうなりますか。

A20 管理者（設置団体）の責任で適切にご対応ください。

Q21 工事業者に見積書の作成を依頼しますが、何か注意することはありますか。

A21 補助額は防犯カメラ1台毎に算出するため、必ず1台毎に見積書を作成してください。

また、見積書の作成依頼を行う場合は、次の点にご注意ください。

【注意点】

- 内訳をしっかりと記載してください。（「〇〇工事一式 〇〇〇円」というような、詳細がわからない記載方法は認められません。）
- 見積書に「設置場所」を記載してください。
- 見積書の中に補助対象外経費（東電への申請書類作成代行手数料、電柱への共架手数料など）が含まれている場合は、補助対象外経費を明記するか、補助対象外経費を見積書から除外してください。

【見積書記載例】

見積書	
〇〇町内会様	株式会社△△
<u>合計金額 (税込) 623,700 円</u>	
【内訳】	
1 〇〇区〇〇1-2-3 (〇〇町内会館前)	
・ 防犯カメラ	20,000×1 台=20,000 円
・ 録画装置	35,000×1 台=35,000 円
・ 設置工事費	1 式 150,000 円
・ 諸経費	1 式 50,000 円
小計	255,000 円
消費税	25,500 円
計	280,500 円
2 〇〇区〇〇3-10 (△△公園西口入口)	
・ 防犯カメラ	20,000×1 台=20,000 円
・ 録画装置	35,000×1 台=35,000 円
・ 占用柱	50,000×1 本=50,000 円
・ 電柱	1,000×7 m= 7,000 円
・ 設置工事費	1 式 150,000 円
・ 諸経費	1 式 50,000 円
小計	312,000 円
消費税	31,200 円
計	343,200 円
1 + 2 より	623,700 円